

～送付状～

	御中	株式会社アーバントラスト
御担当者	様	尼崎市南塚口町2丁目40番14号
TEL		06-4961-7211
FAX		06-4961-7217

件名	入居申込み書類一式
枚数	4 枚(本書含む)

この度は入居のお申込みいただきありがとうございます。

入居申込み書を送付致します。

ご記入いただき弊社までご返送下さい。

～返送書類～

入居申込書

ご本人様の身分証明書(免許証両面 または 保険証両面)

法人情報同意書

法人登記簿謄本

※ご返送いただき確認がとれ次第こちらからご連絡致します。

また、ご不明な点がございましたらご連絡下さい。

宜しくお願ひ致します。

【審査専用FAX】
050-3000-2321

 入居申込書兼保証委託申込書

(□ 再送)

法人用

物件内容										既存入居者	
物件住所 (代理店記入欄)		年 月 日		入居予定日 年 月 日		申込形態 □ 新規申込者		□ 既存入居者			
お申込日	□ 住居用	□ 住居学生用	□ ラクルーム	□ 倉庫	□ 駐車場	□ 店舗・事務所	□ 住居兼店舗・事務所	□ 店舗・事務所の利用目的			
物件用途	転居理由	物件名	〒	-				号室			
フリガナ	都・道・府・県										
現住所	〒	-									
法人 申込者 ・ 賃借人	会社名	〒	-								
現住所	都・道・府・県										
緊急連絡先	代表電話番号 (ハイフン無し、右括)										
現住所	氏名	フリガナ									
現住所	氏名	フリガナ									
現住所	氏名	フリガナ									
現住所	氏名	フリガナ									
勤務先住所	勤務先名称	勤務先住所	〒	-							
保証会社	全保連株式会社	審査受付時間	平日午後1時～午後5時	協定会社様(審査回答書送付先)の情報							
会社名	株式会社 了ーバープロテクト	担当	曾根								
TEL	06-4961-7211	FAX	06-4961-7217								
住所	〒661-0012										
兵庫	兵庫	都・道・府・県	尼崎市南塚口町2丁目40-14								

賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特に特にござ確認いたいたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要な事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ず一度読んでください。なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称 本社所在地 及び 連絡 先	全保連株式会社 【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840	登録番号 国土交通大臣(1)第16号	2017年12月21日登録 【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901
問い合わせ窓口 間	お客様相談室 TEL:070-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00		

2. 保証内容及び保証限度額

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の清算金など本契約書第4条記載の内容となります。		
保証限度額	住居学生 店舗・事務所 倉庫 居住生徒 店舗・事務所 トランクルーム 駐車場	月額賃料の24か月分相当額 月額賃料の10%及び繼續保証委託料:毎年1万円 月額賃料の6か月分相当額 月額賃料の10%及び繼續保証委託料:毎年1万円 月額賃料の12か月分相当額	お客様の滞納賃料等が本契約の保証限度額に達するまでに、賃貸人が保証対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、店舗・事務所、駐車場に限り、保証会社は賃料等につき明渡請求訴訟起時の滞納賃料額に加え月額賃料10か月分相当額を上限として、保証限度額を追加します。

3. 弁済に係る求償権行使

求償権行使 費用	賃料支払約定日を過ぎても、賃料等を支払わなければなりません。保証会社は代位弁済のうえ、賃料等を支払うことを求めます。
保証期間	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,700円及び別途消費税等をご請求させていただきます。

4. 保証委託料及び保証期間

ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。	
毎年プラン	住居学生 店舗・事務所 倉庫 居住生徒 店舗・事務所 トランクルーム 駐車場
保証委託料	初回のみ 初回の月 初回のみ 初回の月 初回の月 初回の月 初回の月
解除事由	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間にて本契約に基づき保証いたします。保証会社は、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合についても本契約に基づきお客様の退去明渡日まで保証いたします。
保証期間	中途解約及び解除事由

中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社に本契約の解約の申し出を行つた場合は本契約を解約することができます。 保証会社は、お客様が以下にいずれかに該当したときは、賃貸人にに対する何らの通知、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。 ①原契約又は、本契約の各条項に違反したとき。 ②暴力団・過激派・テロ組織・もしくはこれに類する組織(以下「反社会的集団」という。)に属し又は関係者であることが判明したこと。 ③本物件、公用部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称、活動等に関する物を提示、又は搬入したとき。 ④反社会的集団に属しあるいは関係者を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。 ⑤お客様又はその関係者が本物件、公用部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野又は粗暴な言動により第三者に不安全感、不快感、迷惑を与えたとき。 ⑥本契約にに関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、保証会社が誤認して契約が締結されたとき。
賃貸借保証委託契約に関する特約条項	6. 賃貸借保証委託契約に関する特約条項 賃借人(以下「甲」という)と全保連株式会社(以下「保証会社」という)は、甲の委任に基づき、賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という)第4条(2)の定めにかかるらず、保証会社が認めることを条件に、以下の甲の債務(以下「本債務」という)を甲に代わって、次のとおり支払うことに合意した。 第1条(本債務の範囲) 本契約書記載の物件(以下「本物件」という)に関して締結した契約により生ずる甲の支払い債務(たとえば、損害賠償契約から生ずる保険料相当額、緊急かけつけサービス・入居者優待サービス・その他の生活関連サービス利用料等)。 但し、原契約書に記載されていることを条件とする。 第2条(特約に基づく保証限度額) 保証会社が、本特約に基づく保証会社に付する債務全部を消滅させるのに足りないときは、保証会社は、本特約に基づき代弁弁済第3条(本債務の範囲) 甲が、本特約及び本契約に付する債務(以下「支払期日」)が支払期日に到来した甲の債務が、支払期日以後に支払するものとし、保証会社は、本特約に基づき代弁弁済したことで有する求償債権、本契約に基づき代弁弁済したことで有する求償債権の順に充当するものとし、甲はこれに異議を述べない。 第4条(準用規定) 本特約に基づく代位弁済についても上記第1条、第2条、第3条以外は、甲と保証会社間の本契約の条項に從うものとする。